

7 災害医療体制

(1) 現 状

(災害拠点病院*1の指定状況等)

- 当圏域は、道内で唯一の原子力発電所を有する圏域で、台風・地震・大雨等の自然災害だけでなく、原子力災害による人的災害対応を含めて地域災害拠点病院として小樽市立病院が平成9年1月7日に、J A北海道厚生連倶知安厚生病院が平成23年11月1日に指定されています。
- 災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等の高度の診療機能を確保し、被災地からの患者の受入れや広域搬送に係る対応を行い、医薬品・医療材料等を供給するとともに、応急用資機材の貸出等により地域の医療機関を支援します。

○ 基幹災害拠点病院（全道1施設）

圏 域	指 定 病 院 名	指 定 年 月 日
全 道	札幌医科大学付属病院	平成 9年 1月 7日

○ 地域災害拠点病院（全道33施設）

二次医療圏	指 定 病 院 名	指 定 年 月 日
後 志	小樽市立病院	平成 9年 1月 7日
	J A北海道厚生連倶知安厚生病院	平成23年11月 1日

○ DMAT*2指定医療機関（全道34施設）

二次医療圏	指 定 病 院 名	指 定 年 月 日
後 志	小樽市立病院	平成26年 3月26日
	J A北海道厚生連倶知安厚生病院	平成26年 3月26日

(2) 課 題

(災害時における連携体制の構築)

- 災害時における医療については、災害の種類や規模に応じて、災害拠点病院を核とした医療資源を有効に活用するとともに、平時から、災害対策に資する関係機関等の連携体制を構築する必要があります。
- 高齢化の進行とともに、災害時における高齢者等の要配慮者の割合が増加することが見込まれ、救護所や避難所における健康管理を中心とした活動が重要となります。

(災害拠点病院の強化)

様々な災害発生に備え災害拠点病院では、施設の耐震化、広域災害・救急医療情報システム(EMIS*2)による情報発信、食料、飲料水等の備蓄、DMAT*3等の医療チームを受け入れる体制等が必要です。

*1 災害拠点病院：災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能や広域搬送への対応機能、医療救護班の派遣機能などを有し、災害時に必要な医療支援を行うための拠点施設のこと。第二次医療圏ごとに整備される「地域災害拠点病院」と、さらにそれらの機能を強化し、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」（各都道府県に1か所）に分けられる。

*2 EMIS:Emergency Medical Information Systemの略。災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約提供することを目的としている。

*3 DMAT:Disaster Medical Assistance Teamの略、大地震や航空機・列車事故といった災害時に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。

(災害派遣医療チーム (DMAT) の整備)

大規模又は広域的な災害時における医療活動にはDMATが必要となりますが、当圏域では平成26年3月に、小樽市立病院とJA北海道厚生連倶知安厚生病院がDMATに指定されており、DMATの養成及び技能の維持等について継続的に取り組む必要があります。

(3) 必要な医療機能

災害急性期(発災後48時間以内)において必要な医療体制を確保するとともに、急性期を脱した後も、避難所等での健康保持体制を確保するためには、日本赤十字社や医師会(JMAT*1等)などの協力機関との連携を図ることが必要です。

(災害拠点病院の体制確保)

災害拠点病院においては、高度の診療機能、傷病者の受け入れ、広域搬送への対応機能及び応急用資機材の貸出機能等を発揮できるよう、訓練の実施等、平時からの備えを行っておくことが必要です。

(4) 数値目標等

指標名(単位)	現状値	目標値	現状値の出典
地域災害拠点病院数	2	現状値を維持	北海道保健福祉部
北海道DMAT指定医療機関数	2	現状値を維持	調べ(H30.2現在)

(5) 数値目標等を達成するために必要な施策

地域の医療資源に即した災害時に必要な災害医療体制の確保に努めます。

(災害医療の連携体制の構築や災害医療体制の充実強化)

- 災害拠点病院は、災害における重篤患者の救命医療等の高度の診療機能を確保し、被災地からの患者の受け入れや広域搬送に係る対応を行い、医薬品・医療材料等を供給するとともに、応急用資機材の貸出等により地域の医療機関を支援します。
- 北海道DMAT指定医療機関は、道の要請に基づきDMATを災害急性期において被災地に派遣し、「患者を近隣・広域へ搬送する際における必要な観察・処置」、「被災地内の病院における診療支援」、「被災地内におけるトリアージ*2や救命措置」等を行います。
- 道や市町村は、被災者に対して感染症のまん延防止、メンタルヘルスケア等のニーズに的確に対応するため、保健師、栄養士などによる保健指導及び栄養指導を実施するとともに関係機関、関係団体との連携を図ります。

(災害拠点病院の強化)

- 災害拠点病院の耐震化を促進します。
- 圏域内の災害拠点病院に対し、道内の災害拠点病院との連携強化及び情報共有を図るための災害拠点病院等連絡協議会への出席に努めます。
- 災害拠点病院における防災マニュアルの策定を促進します。
- 災害拠点病院における定期的な訓練や各種研修会等への受講を促し、体制の強化に努めます。

*1 JMAT: Japan Medical Association Teamの略。主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援を行う日本医師会災害医療チーム。

*2 トリアージ: 傷病者に対する応急措置や傷病者の状態に応じた治療等の優先度、緊急性の選別。

(災害派遣医療チーム (DMAT) の整備)

災害時にDMATが有効に機能するため、研修参加による人材育成や定期的な訓練参加に努めます。

(広域災害・救急医療情報システム (EMIS) の整備・活用)

災害時に医療機関の状況を把握する手段であるEMISの円滑な運用が重要であることから、入力訓練を適宜行い、災害時における円滑な運用ができるよう努めます。

(6) 医療機関の具体的名称

(1) 「現状」における医療機関参照

(7) 歯科医療機関 (病院歯科、歯科診療所) の役割

災害発生時には、地域の歯科医師会を中心として、歯科衛生士会等が連携して歯科救護所の開設・運営、若しくは避難所や仮設住宅への巡回歯科診療、巡回口腔ケア等の支援に努めます。

(8) 薬局の役割

- 災害発生時の医療救護活動においては、医療救護チームの医師が被災者の治療等を行う上で、薬の選択や調剤、服薬指導を行う薬剤師が不可欠であることから、薬局の薬剤師を派遣するため、薬剤師会の協力を得て、派遣体制の整備を進めます。
- 災害発生時においては、救護所等において、医薬品や衛生材料等の需給状況の把握や支援医薬品の仕分け・管理などが適切に実施できる体制づくりに努めます。

(9) 訪問看護ステーションの役割

- 訪問看護ステーション利用者は、災害時における高齢者や障がい者等の要配慮者が多いため、各利用者ごと災害時支援計画を作成し、関係機関との役割分担を決めるなど平時からの対策を進めます。

災 害 医 療 連 携 体 制

平成30年2月現在

<p>○災害時の医療機能(急性期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹災害拠点病院(札幌医科大学附属病院) ・ 地域災害拠点病院(小樽市立病院、倶知安厚生病院) ・ DMAT指定医療機関(小樽市立病院、倶知安厚生病院) 	<p>※災害拠点病院の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者等の受入・搬出等、広域搬送対応 ・ 応急用資機材の貸出機能 ・ DMATの派遣機能 など
<p>○広域患者搬送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防防災ヘリ等(道防災航空室、札幌市消防局、自衛隊、海上保安庁、道警) ・ ドクターヘリ(手稲溪仁会病院が基地局) 	